

9. 配慮項目の概要と配慮事項

9. 配慮項目の概要と配慮事項

配慮項目の概要と配慮事項は、表 9-1 (1)～(2)に示すとおりである。

表 9-1 (1) 配慮項目 (1/2)

環境影響要素		環境影響要因		配慮事項
大気質	その他 (光化学オキシダント)	存在	・樹木伐採後の状態	・対象事業計画地の中央の緑地を残すことに加え、公園整備、法面緑化、地区計画による宅地内での生垣整備の促進等により、泉パークタウンのこれまでの住区と同程度の緑地率（概ね 30%程度）を確保することで、周辺の気温上昇を抑制し、光化学オキシダント濃度の上昇抑制を図るものとする。
		供用	・資材・製品・人等の運搬・輸送	・対象事業計画地内に地域循環型コミュニティバス（パークバス）の路線の延長を要請し、地域住民の交通の利便性向上とともにマイカー利用の削減を図る。 ・路線バス営業所の誘致を図り、対象事業計画地内の適切な場所にバス停留所を確保する。 ・対象事業計画地内に電気自動車（EV）の充電装置の設置を検討し、電気自動車（EV）利用の促進を図る。 ・電気自動車対応設備の装備等を設置するようハウスメーカーへ働きかけを行う。 ・対象事業計画地内に歩行者専用の道路を整備し、近距離の徒歩移動を促す。
水質	その他 (pH)	工事	・切土・盛土・掘削等 ・建築物等の建築	・工事中は、雨水排水先の河川や水路の前において、コンクリート工事の占める割合の高い擁壁工事の時期に事後調査とは別に pH 等を計測し、アルカリ排水の防止に努める。
土壌汚染	土壌汚染	工事	・切土・盛土・掘削等	・場内での土量バランスを図り、極力、搬出入土を少なくする造成計画とする。 ・土砂の搬入が必要となった場合は、汚染土壌を持ち込まないように留意する。 ・工事の実施に際して、汚染土壌が検出された場合には、土壌汚染対策法に則り、適切に対処する。
植物	植物相 及び注目すべき種	供用	・人の居住・利用	・植物相及び注目すべき種について、盗掘等の防止を図るために、特に残存する中央の尾根部との境界において、侵入防止柵の設置を検討する。
	植生及び 注目すべき群落	供用	・人の居住・利用	・植生及び注目すべき群落について、盗掘等の防止を図るために、特に残存する中央の尾根部との境界において、侵入防止柵の設置を検討する。
動物	動物相 及び注目すべき種	供用	・人の居住・利用	・イノシシやツキノワグマ等の野生動物等との隔離に寄与すべく、北側の樹林からの侵入防止柵の設置を検討する。また、「クマ出没注意！」等の看板を設置し、人が動物の生息地へ踏み入れないように注意喚起する。 ・残飯等のごみを目当てに動物が集まってこないように、ごみの分別・収集を徹底する。 ・中央部尾根に隣接する公園については、住民が自然を身近に感じる空間として整備する。
	注目すべき生息地	供用	・人の居住・利用	・イノシシやツキノワグマ等の野生動物等との隔離に寄与すべく、北側の樹林からの侵入防止柵の設置を検討する。また、「クマ出没注意！」等の看板を設置し、人が動物の生息地へ踏み入れないように注意喚起する。 ・残飯等のごみを目当てに動物が集まってこないように、ごみの分別・収集を徹底する。 ・中央部尾根に隣接する公園については、住民が自然を身近に感じる空間として整備する。
生態系	地域を特徴づける生態系	供用	・人の居住・利用	・イノシシやツキノワグマ等の野生動物等との隔離に寄与すべく、北側の樹林からの侵入防止柵の設置を検討する。また、「クマ出没注意！」等の看板を設置し、人が動物の生息地へ踏み入れないように注意喚起する。 ・残飯等のごみを目当てに動物が集まってこないように、ごみの分別・収集を徹底する。 ・中央部尾根に隣接する公園については、住民が自然を身近に感じる空間として整備する。

表 9-1 (2) 配慮項目 (2/2)

環境影響要素		環境影響要因		配慮事項
景観	自然的景観資源	存在	・ 変更後の地形	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業計画地に発生する造成法面には高木類や草本類の緑化を施すことで、周辺の田園景観や丘陵景観、既存の住宅地景観との調和に努める。 ・ 主要な眺望地点から望む泉ヶ岳等の景観に支障が生じないように、山並みのスカイラインを遮ることの無い盛土高さとする。 ・ 造成法面へ草本類・高木類で緑化することのほか、対象事業計画地のほぼ中心部に位置する既存緑地の尾根をほぼ自然の状態の緑地として残置して対象事業計画地の北側～北西側の森林環境と連続性を持たせることで、周辺の丘陵地や樹林帯と一体的な景観形成を図る。
	文化的景観資源			
文化財	指定文化財	工事	・ 切土・盛土・掘削等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業計画地のほぼ中央に存在する針生山遺跡は、仙台市教育委員会により試掘調査がなされており、「開発区域内で遺構・遺物包含層が発見される可能性が高く、本調査を行う必要がある」とされていることから、工事着手前に関係機関と協議し、適切な対応を図る。 ・ カモンカは、「8.8 動物 8.8.2 予測 (1) 工事による影響 (資材等の運搬、重機の稼働、切土・盛土・掘削等) 及び存在による影響 (変更後の地形)」に示すように、各々の要因による環境影響は小さいと予測された。本事業にあたっては、事業者が実行可能な範囲で、表 8.8-55(1) に示す環境保全措置を講ずる。 ・ 白石城跡にある栽松院墓所は、「8.11 自然との触れ合いの場 8.11.2 予測 (1) 工事による影響 (資材等の運搬)」等に示すように、各々の要因による環境影響は小さいと予測された。本事業にあたっては、事業者が実行可能な範囲で、表 8.11-27～表 8.11.29 に示す環境保全措置を講ずる。
廃棄物等	廃棄物	工事	・ 建築物等の建築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する部材等は、工場での一部加工品や完成品 (二次製品) を可能な限り採用し、廃棄物等の発生抑制に努める。 ・ コンクリート型枠はできるだけ非木質のものを採用し、計画的に型枠を転用することに努める。 ・ 工事現場内で発生した産業廃棄物及び一般廃棄物は、可能な限り分別し、リサイクル等再資源化に努める。 ・ 工事に際して、資材・製品・機械等を調達・使用する場合には、「仙台市グリーン購入に関する要綱」及び「仙台市グリーン購入推進方針」に基づき、環境負荷の低減に資する資材等とするよう努める。
	水利用	供用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働 ・ 人の居住・利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業計画地内の雨水の一部を、調整池に隣接した農業用のため池に貯留し、対象事業計画地の南側に広がる水田の農業用水として利用する計画である。
温室効果ガス等	熱帯材使用	工事	・ 建築物等の建築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熱帯木材を原料とする型枠は極力使用を控える。 ・ 型枠はできるだけ非木質のものを採用し、調整池や基礎工事においては、計画的に型枠を転用することに努める。 ・ 木材型枠を使用する場合でも、転用回数を増やすことなどにより、使用量削減を図る。